### 「地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」の制定

### 〔ポイント〕

- ① 令和3年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法や交付時期などの特例について、 地方交付税法の規定に基づき、総務省令で定めるもの
- ② 毎年度、政府予算の成立後、省令を制定

### 【概要】

1. 決定•交付時期

令和3年度分の震災復興特別交付税について、令和3年9月及び令和4年3月に決定・交付

### 2. 算定項目

- (1)直轄・補助事業の地方負担額
- (2)地方単独事業(単独災害復旧事業費、中長期派遣職員受入れ、職員採用等)
- (3)地方税等の減収額
- 3. 精算及び返還

過年度に見込額等に基づき算定した額と実際に要した額との差額の精算(加算・減算)や返還方法を規定

4. 施行期日

公布の日(4月下旬)

### 【参考】令和3年度以降の震災復興特別交付税について

令和2年12月21日総務省自治財政局財政課 復興特別交付税室通知をもとに作成

### 〇令和3年度以降の震災復興特別交付税措置は、以下の算定項目の見直し以外は、基本的に措置を継続

(1)消防賞じゅつ金·警察賞じゅつ金…⇒財政需要が見込まれないため、令和2年度で措置を終了

### (2)風評被害対策

- ○福島県及び福島県内市町村は現在の措置を継続
- ○その他団体は新規事業への措置は行わない。その上で、継続事業については、以下のとおり
  - ▶「農産物PR、観光地の安全安心PRに要する経費」、「産地証明書発行等に要する経費」、「観光振興事業に要する経費」は、財政需要が見込まれないため、 令和2年度で措置を終了
  - ▶「中小企業や農林業者等の産業振興支援に要する経費」は、措置を継続
  - ▶ 「農産物、水産物等の放射性物質検査に要する経費」は、関係法令・ガイドライン等に基づいて実施する事業を対象に措置を継続し、それ以外は、令和2年度 で措置を終了
  - ▶「その他原子力発電所の事故に伴って行われる対策に要する経費」は、国庫補助事業に関連して実施する事業を対象に措置を継続し、それ以外は、令和2年 度で措置を終了

### (3)原子力発電の事故に伴い実施する子ども環境整備支援

- ○福島県及び福島県内市町村は現在の措置を継続
- ○その他団体は、以下のとおり
- ▶ 「一時的にサテライト校を設置するために行う教育環境整備、サテライト校への通学支援に要する経費」、「子どもの育成環境を確保するための学校の空調機 器に要する経費」及び「子どもの心身の健康保持のための自然体験活動等のリフレッシュ活動に要する経費」は、財政需要が見込まれないため、令和2年度で 措置を終了
- ▶「「子どもの健康管理を支援するために行う個人線量計の配布及び放射能測定に要する経費」のうち、「空間放射線量の測定」について、新規事業への措置は 行わない。その上で、継続事業については、関係法令・ガイドライン等に基づいて実施する事業を対象に措置を継続し、それ以外は、令和2年度で措置を終了
- (4)**復興支援員:**⇒地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」については、令和7年度で措置を終了

### (5)メンタルヘルス対策

〇被災団体が自ら実施するメンタルヘルス対策への支援については、岩手県、宮城県及び福島県並びに当該県内の市町村の職員(東日本大震災対応のため 地方自治法第252 条の17 の規定により派遣を受けている職員を含む。)のみを対象に措置を継続

### (6)津波被災地域の住宅再建支援のための基金

○津波被災地域の住宅再建支援のための基金は、延長を行う。延長期間の上限については、基本方針を踏まえ、福島県以外の県は5年とし、福島県は10年。 今後、延長を要望する団体から「事業計画」を提出を受け、当該計画の認定及び事務連絡の発出、精算及び延長に係る令和3年度省令改正を予定

### :(7)復興特区法等における課税免除又は不均一課税による減収額

- ○復興特区法及び福島特措法に基づき、令和3年度以降に施設等を新増設した者に対し地方税の課税免除又は不均一課税を行う場合(復興特区法にあって は、改正による重点化後の地域が対象)について、その減収額の全額を震災復興特別交付税による補塡対象(復興特区法の重点化対象地域外において、や むを得ない事情により令和2年度までに施設等を新増設できなかった者のうち、令和3年度以降に施設等を新増設した者に対し、なお従前どおり補塡)
- ○復興特区法及び福島特措法基づき、令和2年度までに施設等を新増設した者に対し地方税の課税免除又は不均一課税を行う場合について、令和2年度まで と同様、補塡対象

地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(概要)

[ポイント]

- 決定・交付時期、算定項目いずれも令和2年度と同様
- 1 令和3年度分の決定時期・交付時期(第1条)

令和3年9月及び令和4年3月において、令和3年度分の震災復興特別交付税を決定・ 交付する。

- 2 令和3年度分の震災復興特別交付税額の算定方法等
  - (1) 令和3年度9月分
    - ① 新規算定額(第2条)各算定項目の合算額とする。
    - ② 過大・過少算定及び返還(第3条)
      - ア 令和3年度9月分として交付する額は、新規算定額(第2条分)から、令和2 年度に減額できなかった過年度の過大算定額等を加算・減算した額とする。
      - イ 令和3年度9月において、加算・減算した後の算定額が負数となる場合は、 当該負数となる額の全部又は一部を返還させる。
  - (2) 令和3年度3月分
    - ① 新規算定額(第4条) 各算定項目の合算額から令和3年度9月分の新規算定額を控除した額とする。
    - ② 加算·減額(第5条)

令和3年度3月分として交付する額は、新規算定額(第4条分)から、令和3年度9月分で減額できなかった過年度の過大算定額等を加算・減算した額とする。

- ※なお、算定額が負数となる場合には当該額をOとする。また、当該減額できない額については令和4年度分から減額する。
- 3 令和3年度分の交付の特例(第6条)

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、令和3年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

### 4 施行期日

令和3年4月下旬予定(公布の日)

```
ア 直轄・補助事業の地方負担額
○23年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                        (第1号・第2号)
〇23年度補正予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第3号)
○24年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                             (第4号)
○24年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第5号)
 ○25年度当初・補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                        (第6号・第7号)
 〇25年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第8号)
 ○26年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                             (第9号)
 ○26年度当初予算による公営企業に係る
             復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額
                                           (第10号)
○27年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                           (第11号)
 ○27年度当初予算による公営企業に係る
             復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額
                                           (第12号)
○28年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                           (第13号)
 〇28年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第14号)
 ○28年度予算による公営企業に係る
      復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額(一部で措置率95%)
                                           (第15号)
 ○28年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                           (第16号)
 ○28年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第17号)
 ○29年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                           (第18号)
 ○29年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第19号)
 ○29年度予算による公営企業に係る
      復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額(一部で措置率95%)
                                           (第20号)
 ○30年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額
                                           (第21号)
 ○30年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第22号)
 ○30年度予算による公営企業に係る
      復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額(一部で措置率95%)
                                           (第23号)
 OR元年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額
                                           (第24号)
〇R元年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第25号)
 〇R元年度当初予算による補助事業に係る地方負担額
                                           (第26号)
 〇R元年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第27号)
 OR元年度補正予算による直轄事業に係る地方負担額
                                           (第28号)
 〇R元年度補正予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第29号)
 OR元年度補正予算による補助事業に係る地方負担額
                                           (第30号)
 〇R元年度補正予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第31号)
 〇尺元年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額
                                           (第32号)
 OR元年度予算による公営企業に係る
           復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%)
                                           (第33号)
 OR2年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額
                                           (第34号)
 〇R2年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第35号)
 OR2年度当初予算による補助事業に係る地方負担額
                                           (第36号)
                                           (第37号)
 〇R2年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)
 OR2年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額
                                           (第38号)
 OR2年度予算による公営企業に係る
           復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%)
                                           (第39号)
 OR3年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額
                                           (第40号)
 OR3年度当初予算による補助事業に係る地方負担額
                                           (第41号)
 〇R3年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)
                                           (第42号)
```

### ア 直轄・補助事業の地方負担額 (続き)

〇R3年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額

(第43号)

(第44号)

(第62号)

OR3年度予算による公営企業に係る

復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%)

### イ 地方単独事業費

〇 単独災害復旧事業費 (第45号)

〇 災害復旧事業費・り災世帯数等に基づく算定 (第46号~第48号)

〇 中長期職員派遣、職員採用 (第49号·第50号)

〇 福島県の警察官の増員 (第51号)

〇 非常勤職員公務災害補償 (第52号)

〇 被災児童・生徒等スクールバス (第53号)

〇 選挙 (第54号)

〇 原発事故関係 (除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、

避難元市町村と避難住民との関係維持支援) (第55号~第58号)

〇 復興支援員 (第59号)

〇 メンタルヘルス対策 (第60号)

〇 震災減収対策企業債に係る利子支払額 (第61号)

### ウ 地方税等の減収額

〇 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額

〇 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額 (第63号・第64号)

# ○総務省令第●●●号

地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) 第十五条第一項、 第十六条第二項、 第十九条第三項 (同法

する場合を含む。)、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、 附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第四 項 (同法附則第十五条第四項に 地方団 お į, て準用 体に

対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額並びに交付時期及

び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年四月●●日

総務大臣 武田 良太

地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額

並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

(令和三年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期)

第一条 各道府県及び各市町村に対して、 令和三年九月及び令和四年三月において、 当該各月に交付すべき令

和三年 度分の震災復興特別交付税 (地方交付税法 (第七条及び第八条において「法」という。) 附則第四条に

規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。)の額を決定し、交付する。

(令和三年度九月震災復興特別交付税額の算定方法)

各道府県及び各市町村に対して、 令和三年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額 ( 以 下 「令和三

年度九月震災復興特別交付税額」という。)は、次の各号によって算定した額 (表示単位は千円とし、 表示単

位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)の合算額とする。

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令 (平成二十三年総務省令第百五十五号。 次号及び次

条第 一項第二号において「平成二十三年度省令」という。)別表三の項に掲げる平成二十三年度の一 般会計

補 正予算(第2号)により交付される国の補助金、 負担金又は交付金(以下「補助金等」という。)を受け

て施行する各事業 (補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき令和三年度

に当該基金を取り崩して施行する事業 (以下「令和三年度基金事業」という。) に限る。) に要する経費の

うち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算 (第3号) 又は特別会計補

二の項 正予算 る事業 三十二号、第四十九号及び第六十一号において同じ。) における事業及び特定被災地方公共団体以外に 対処するため 7 四十一) 0 、議会の 施 策に 八 (特第3号) により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業 (直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間 に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、 係 議決を得たものに限る。)) において「震災特別法」という。)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。 る事業  $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{\mathcal{O}}$ 特 莂  $\mathcal{O}$ ( 以 下 財政援助及び助成に関する法律 「全国防災事業」という。)を除く。)に要する経費のうち、 に限り、 全国的に、 (平成二十三年法律第四十号。 かつ、 特定被災地方公共団体 緊急に地方公共団体 第四· が実施する防災 当該 東 十九号及び 寸 日本大震災に に実施 体 が 負 (同項 担 のた につ お 別 第 す け 表

興再生 年法 以 下 律第百二十二号)第七十七条第二項第四号に規定する事業 「復興庁設置法等改正法」という。)第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法 特 別措置法 (平成二十四年法律第二十五号) 第三十三条第一項に規定する避難 ( 以 下 「効果促進事業」という。) 指 示 解 (平成二十三 除 区 (福 域 島 市 復 町

べき額として総務大臣が調査した額

(復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号。

8

1

村

 $\mathcal{O}$ 

区域において実施される事業

(以下「避難指示・解除区域市町村内事業」という。) を除く。) であっ

業 て、 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 平成二十三年度省令別表五の項(十九)に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、 当該団体が負担すべき額として総務大臣 当該事 . が 調

査した額に○・九五を乗じて得た額)

平成二十三年度の一般会計補正予算 (第3号) により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改

正 十三年度復興交付金」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 前 の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二 (令和三年度基金事 業で

あって、 次の 表の上欄に掲 げるものに限る。 以下この号において「平成二十三年度公営企業復興 事 ·業 لح

業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、 いう。)に要する経費のうち一 般会計による負担額として総務大臣が調 芸査した額又は平成二十三年度公営企 次の表の上 欄

に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 (公営企業に係る効果促進事業 (避難: 指示

解 除 区 |域 市 ·町村内事業を除く。)であって、平成二十三年度復興交付金を流用して充てるものについては、

当該 事業 (当該流用して充てる部分に限る。 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計によ

る負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業

に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に

掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額) のいずれか少ない額

	ヘクタール未満の事業に係るもの	に係るもの
〇 · 五 〇	処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎	分流式の公共下水道事業
	ヘクタール未満の事業に係るもの	
〇·六〇	処理区域内人口密度が二十五人毎〜クタール以上五十人毎	
	係るもの	
〇·七〇	処理区域内人口密度が二十五人毎へクタール未満の事業に	
〇・六〇	に係るもの	合流式の公共下水道事業に係るもの
○・五五		簡易水道事業に係るもの
$\circ \cdot \circ \circ$		水道事業に係るもの
率	区分	

市場事業に係るもの 公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの ŧ 処 クタール未満 処理区域内人口密度が七十五人毎へクタール以上百人毎へ 理区域内  $\mathcal{O}$ 人口 の事業に係るもの 密度が 百人毎 クター ル以上の事業に係る  $\bigcirc$  $\bigcirc$ · 四 〇 七〇 五.

地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

匹

定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令 二号及び第三号において「平成二十四年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十四年度の東日本大 (平成二十四年総務省令第三十六号。 次条第 項第

震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和三年度基金事業に限

当該団体が負担すべき額として総務大臣が

清調査

L

た額(

り、

全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、

効果促進 事 業 (避 難指示・ 解除区域市町村内事業を除く。)であって、 · 同項 (十六) に掲げる補 助金等を流

用して充てるものについては、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 当該団

体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額)

五 平 成二十四年度の 東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による

改正 前  $\mathcal{O}$ 東 日本大震災復興特 別区域法第七十八条第二項 の規定による交付金 (以下この号に お 7 て 平成

应 年 ・度復興交付金」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の 復 興事業 (令和三年度基 金事 業

であって、 次の表の上欄に掲げるものに限る。 以下この号において「平成二十四年度公営企業復興事 業

という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十四年度公営

企業復興 事 業  $\mathcal{O}$ 事業費の 額 カ ら当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の 額を除い た額に、 次  $\mathcal{O}$ 表 の 上

欄 に 掲 げ る区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 (公営企業に係る効果促進 事 業 (避 難 指

示 解除 .区域市町村内事業を除く。) であって、平成二十四年度復興交付金を流用して充てるものについ 7

は、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。) に要する経費のうち一般会計

による負担額として総務大臣 が 調査 した額に〇 九五を乗じて得た額又は当該事 ,業の事業費  $\mathcal{O}$ 額 か 5 当該

事業に係る平成二十四年度復興交付 金の 額を除 1 た額に、 次の 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に掲げる区分に応じ、 それぞれ下

欄 に 掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額) のいずれか少ない · 額

〇 · 六〇	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎
	係るもの
〇・七〇	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に
	に係るもの
	務大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。)
	故による災害をいう。以下同じ。)による地盤沈下に伴い必要となった事業として総
	十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事
-· 00	分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業(東日本大震災(平成二
〇 · 六〇	合流式の公共下水道事業に係るもの
〇 · 五 五	簡易水道事業に係るもの
· - 0	水道事業に係るもの
率	

○ 五 ○		市場事業に係るもの
〇・七〇	水道事業に係るもの	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの
	もの	
· = 0	処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係る	
	クタール未満の事業に係るもの	
· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	処理区域内人口密度が七十五人毎へクタール以上百人毎へ	
	ヘクタール未満の事業に係るもの	策事業を除く。)
〇 五 〇	処理区域内人口密度が五十人毎へクタール以上七十五人毎	に係るもの(雨水排水対
	へクタール未満の事業に係るもの	分流式の公共下水道事業

六 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

第一項第二号において「平成二十五年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震 定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十五年総務省令第六十一号。次号及び次条

災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和三年度基金事業に限り、

促進 全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査 て充てるものについては、 事業 (避難指示 ・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項 当該. 事業 (当該流用して充てる部分に限る。) (十八) に掲げる補助金等を流用し に要する経費のうち、 一した額 当該 団 (効果 体が

七 平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 (特第1

負担すべき額として総務大臣が調査

した額に〇

・九五を乗じて得た額

により交付される国の補助 金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業に限り、 全国防災 事 業

難指 を除く。)に要する経費のうち、 示 解除 区域 市 町村内事業を除く。)であって、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 同項 六 に掲げる補 助 調査 金等を流用 一した額 (効果促 進 事 業 のに (避

ついては、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額と

して総務大臣が ン調査、 した額に○・九五を乗じて得た額

八 平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による

改正

前

 $\mathcal{O}$ 東

日

本大震災復興

特特

別区

.域法第七十八条第二項の規定による交付金

(以下この号にお

いて

平成

二十五年度復興交付金」という。)又は福島復興再生特別措置法第四十六条第二項の規定による交付金 以

して充てるも

事業 した 二十五年度公営企業復興事業」という。) に要する経費のうち 下この号において「平成二十五年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設 額又は平成二十五年度公営企業復興 (令和三年度基金事業であって、 第五号の表の上欄 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業費の 額から当該事 に掲げるものに限る。 般会計による負担額として総務 業に係る平成二十五年 以下この号にお 度復 大臣 いて 顚 交付 0 が 平 復興 調 成 金 査

公営企業に係る効果促進事 業 (避 難指! 示 ·解除区域 市 町 村内事業を除く。)であって、平成二十五 年度 復 興

第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額

等の額を除

*(* )

た額に、

交付金を流用して充てるも のに うい ては、 当該事 業 (当該: 流用 して充てる部分に限る。 以下この号に お 7

額又は当該事業の て同じ。)に要する経費のうち 事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金の 一般会計による負担 短額とし て総務大臣 が 調 査 し た額 額を除 につ 1 た額に、 九 五. を乗じて得た 第五 号の

表  $\mathcal{O}$ 上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○ ・九五を乗じて得た額) 0) V

ずれか少ない額

九 定 額 地 方団 並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令 体 に 対して交付すべ き平成二十六年度分の 震災復興特 (平成二十六年総務省令第四十五号。 別 交付 :税の 額の算定方法 決定 次条第 時 期 及 一項第 び 決

業 災事業を除く。)に要する経費のうち、 るものについては、 別会計予算により交付される国 二号において「平成二十六年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十六年度の東日本大震災復興特 (避難) 指 示 解除 当該事業 区 |域市町 村内事業を除く。)であって、 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 |の補助: 当該団体が負担すべき額として総務大臣 金等を受けて施行する各事業 同項 十八 (令和三年度基金事業に限 に掲げる補助 が 調 査 金等を流 一した額 当該団体が負担す (効果促 用 して 全 国 充て 進 防 事

べ

き額として総務大臣が調

査した額に○・九五を乗じて得た額

+ 改正 五号 交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 二十六年度復興交付金」という。)又は福 平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による Ď 前 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 東 上 日本大震災復興特 |欄に掲げるものに限る。 別区域法第七十八条第二項の規定による交付金 以下この号において「平成二十六年度公営企業復興事業」という。) 島再生加速化交付金(以下この号において「平成二十六年度復 (令和三年度基金事業であって、 (以下この号にお 7 て 平成 興

事

業

の事

業費の額から当該事業に係る平成二十六年度復興交付金等の額を除いた額に、

に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調

査

した額又は平成二十六年度公営企業復興

第五号の

表の上欄

当該 る負担額とし に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業 に係る平成二十六年度復興交付金の額を除いた額に、 解 事 除 業 区 |域 (当該流用 市 て総務大臣が ·町村内事業を除く。)であって、平成二十六年度復興交付金を流用して充てるものについては、 して充てる部分に限る。 調 査した額に○ 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計によ 九五を乗じて得た額又は当該事 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 <u>,</u> 業  $\mathcal{O}$ 事業費の額か それぞれ下 ら当該 (避難指示 事 業

十 一 防災 決定 特別会計予算により交付される国の補助 第二号において「平成二十七年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十七年度の東日 額 地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の 並 び に交付時期及び交付額等の特例 金等を受けて施行する各事業 に関する省令 (平成二十七年総務省令第四十五号。 (令和三年度基金事業に限 額 の算定方法、 決定 本大震災復興 次条第 ŋ 時 期 全国 及び 項

欄

に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない

額

事

業

すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額)

事 る改正 興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興 第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十七年度公営企業復興事 成二十七年度復興交付金」という。)又は福島再生加速化交付金 業 平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ  $\mathcal{O}$ 事 前 業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金等の額を除い  $\mathcal{O}$ 東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金 (以下この号において「平成二十七年度復 (令和三年度基金事業であって、 た額に、 (以下この号に 第五号の お 表 0 7 上 平 欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業 除区域市町村内事業を除く。)であって、平成二十七年度復興交付金を流用して充てるものについては、 (避難: 指 示

当該 に係る平成二十七年度復興交付金の額を除いた額に、 る負担額として総務大臣が 事業 (当該流用して充てる部分に限る。 調査 した額に〇 ・九五を乗じて得た額又は当該事 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計によ 業の 事業費の額 カ ら当該 事業

第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下

欄 に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない 額

地方団 体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の 額の算定方法、 決定時期及び

決定 額 並 び に交付時期及び交付額等 で特例 に関する省令 (平成二十八年総務省令第五十五号。

号、 十七号及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。)別表三の 項に掲げ る平成二十

八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (令和三

年度基金事業に限る。) に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 調査した額

十四四 平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により 交付

され る国  $\mathcal{O}$ 補 助 金等を受けて施行する各事 業 (令和三年 度基金事 業に限る。)に要する経費のうち、 当 該団

体が 負担すべき額として総務大臣が 調査した額に〇・九五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難指 示

解除 区域市 町村内 事業については、 当該事業に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大

臣が調査した額)

十五 平成二十八年度の東 日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ

る改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加 速化交付金

(以下この号において「平成二十八年度復興交付金等」という。) を受けて施行する公営企業に係る施設の

平成二十八年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務 復興事業 (令和三年度基金事業であって、 第五号の表 の上欄に掲げるものに限る。 以下この号に おい 大 7 臣 が

調 査 した額 又は平成二十八年度公営企業復興 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業費の 額 か . ら当 該事業に係る平成 二十八年 度復 興 交

付金等の額を除いた額に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た

額 (平成二十八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業 (避 難指1 示 • 解除区域市 町村内事業を除く。)に

ついては、 当該 事 ・業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大 一色が 調査 した額に〇 九 五 を

乗じ て得た額又は当該 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業費  $\hat{O}$ 額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付 金等  $\mathcal{O}$ 額 を除 た額

に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○

九五を乗じて

得た額)のいずれか少ない額

に、

第五号

Ď

表

の上欄

平成二十八年度省令別 表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計 補 正 予算 (特第

2号) により交付され . る 国 0) 補 莇 金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業に限る。) に要する経

費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十七 費のうち、 のうち 2号) により交付される国 平成二十八年度省令別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 避 難 指 当 該 示 団 解 体が負担すべき額として総務大臣が 除 区域 の補助金等を受けて施行する各事業 市 町 村内事業については、 当該事業に要する経費のうち、 調 査した額に○ (令和三年度基金事業に限る。) に要する経 ・九五を乗じて得た額 当該団体が負担 (当該. 各 (特第 すべ 事 業

き額として総務大臣が調査

した額

十八 決定 条第 震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 額並 地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 項第二号にお び に交付時期及び交付額等の特例に関する省令 ζ) て「平成二十九年度省令」という。) 別表三の項に掲げる平成二十九年 (平成二十九年総務省令第三十八号。 (令和三年度基金事業に限 決定時間 ・皮の・ 次号及び次 東 期及び 日 本大

十九 平成二十九年度省令別 表四 の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付

当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

る。)

に要する経費のうち、

体が され 負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額 る国 (T) 補 助金等を受け て施行する各事業 (令和三年度基金事業に限る。) に要する経費のうち、 (当該各事業のうち避難指示 当該団

解除 区域市町村内事業については、 当該事業に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大

## 臣が調査した額)

十 平成二十九年度の東 日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ

る改 正 前  $\mathcal{O}$ 東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福 島 再生加 速 化交付 金

(以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施 設  $\mathcal{O}$ 

平成二十九年度公営企業復興事業」という。) に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大 臣 が

第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において

復興事業

(令和三年度基金事業であって、

調 査 した額又は平成一 二十九年度公営企業復興事 業  $\mathcal{O}$ 事業費の額 か 2ら当該: 事業に係る平成 一十 九年 度復 興交

付 金等の額を除 いた額に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た

額 (平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業 (避難指示・ 解除区域市町村内事業を除く。) に

ついては、 当該事 、業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣 が 澗査 した額に〇 九 五 を

乗じて得た額 文は当該事業 の事業費  $\widehat{\mathcal{O}}$ 額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付 金等  $\mathcal{O}$ 額 を除 1 た額

に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・ 九五を乗じて

得た額)のいずれか少ない額

<del>-</del>+ 地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び

決定額並 び に交付時期及び交付額等の特例に関する省令 (平成三十年総務省令第二十八号。 次号及び 次条

第一 項第二号において「平成三十年度省令」という。) 別表三の項に掲げる平成三十年度の東 日 本大震災復

興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和三年度基金事業に限る。)に

要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査し た額

一十二 平成三十年度省令別表四の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付さ

れ . る 国 の 補 助金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業に限る。) に要する経費のうち、 当該 寸 体

が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難指示 解

除区域市 町村内事業については、 当該事業に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣

が調査した額)

十三 平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ

る改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加 速化交付金

興事 (以下この号において「平成三十年度復興交付金等」という。) を受けて施行する公営企業に係る施設の 業 (令和三年度基金事 業に限る。 以下この号において 平 成三十年度公営企業復興 (事業」という。) に 復

要する経費  $\widehat{\mathcal{O}}$ うち一 般 会計 による負担 |額として総務大臣 が 調 査 一した額 又は平成三十年度公営企業復 顚 事 業

 $\mathcal{O}$ 事 業費 0 額 か , ら 当 「該事業 に係る平成三十年度復興交付 金等  $\dot{O}$ 額を除 *\* た額に、 第五 亭  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 撂 げ

る区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 (平成三十年度公営企業復興事業に係る効果促 進

事 業 (避 難指 示 解 除 区域 市 町 村内事業を除く。)については、 当該事業に要する経費のうち一 般会計 によ

る負

担額として総務大臣

が

調

査

し

た額に○

九五を乗じて得た額又は当該事

業

 $\mathcal{O}$ 

事業費

の額

カ

. ら当該.

事

業

に係 る平 成三十年度復興交付 金等  $\mathcal{O}$ 額を除 1 た額 に、 第五号の 表 0 上 欄 に掲げる区分に応じ、 それ ぞれ 下

欄 に 掲げる率を乗じて得た額に○・ 九五を乗じて得た額) のい ずれ カ シ少ない 額

十四四 地方団 体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税  $\mathcal{O}$ 額 の算定方法、 決定時 期及び決

定 額 並 び に交付時 期及び交付 ·額等  $\mathcal{O}$ 特 例に 関する省令 (平成三十一年総務省令第五十四号。 次号 か 5

東 日 本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の 負担金 (国において令和三年 +

号まで及び次条第

項 第 一

二号に

お

į١

7

「令和」

元年度省令」という。)

別表

 $\mathcal{O}$ 

項に掲げる令

和

元

年

度

 $\mathcal{O}$ 

度に繰り越された事業に係るものに限る。) の額として総務大臣が調査した額

十五 令和 元年度省令別表二の項に掲げる令和 元年度の東 日本大震災復興特 別会計予算により 国が た施行す

る各

事

業に

· 係

る当

該

団体

 $\mathcal{O}$ 

負担

金

(国に

おい

て令和三年度に繰り越され

た事

業に係る

るものに限る。)

 $\mathcal{O}$ 

額

して 総務 |大臣 が 調査 一した額 (Z 九五を乗じて得た額 (当該 各 事 業のうち 避 難 指 示 解 除 区 域 市 町 村 内 事

業に ついては 当該事業に係る当該団体の 負担金の額として総務大臣 が 調査 )た額)

十六 令 和 元年度省令別 表三の項に掲げる令和 元年度の東日本大震災復興特 別会計予算により交付される

玉  $\mathcal{O}$ 補助 金等を受けて施行 する各事業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰り越された補

助 金 等に係る事業に限る。) に要する経費のうち、 当 該 団体が負担すべき額として総務大臣 が 調 査 た額

十七 令 和 元年度省令別表四 の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される

玉 0 補助 金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰 り越され · た 補

助 金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、 当該[ Ī 体が 負担すべ き額として総務 大臣 が 調 査 L た額に

九 五. を乗じて得た額 (当該 各事 業のうち 避 難 指 示 解 除 区域 市 町 村 内事 業については、 当該事 業に要

する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 調 査した額

令和元年度省令別表五の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 (特第1号)

により国が 施行する各事業に係る当該団体の負担金 (国において令和三年度に繰り越された事業に係るも

のに限る。)の額として総務大臣が調査した額

十九 令 和 元年度省令別表六の項に掲げる令和 元年度の東 日本大震災復興特別会計補 正予算 (特第1

により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金 (国において令和三年度に繰り越された事業に係るも

のに限る。) の額として総務大臣 が 調査した額に〇 ・九五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難指示 解

除 区 |域市 町 村内事業につい ては、 当該事業に係る当該団体 :の負担: 金の額として総務大臣が 調 査 L た額

三十

令和

元年度省令別表七

の項に掲げる令和

元年度の東

日本大震災復興特別会計

補

正予算

( 特 第

1号)

に

より交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に

繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣

が調査した額

三十 令 和 元年度省令別表 八の項に掲げる令和 元年度の東 日本大震災復興特別会計補 正予算 (特第 (1号)

により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度

に繰 臣 が 調 り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大 査 した額に〇 九五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難 指 示 • 解除 区域 市 町村内· 事 業につい 7

は 当該 事 業に要する経費のうち、 当該 団 体 が 負担 すべ き額として総務 大臣 が 調 査 L た 額

令和 元年度 0) 東 日本 大震災復興特別会計予算により交付される国  $\overline{\mathcal{O}}$ 補 助 金等を受けて施行する公営

(特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体が加入する一

部事務組合の行う企業、

特定

企業等

被災地方公共団体が 設立団体である公営企業型地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五 年 法 律

第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。) 又は空港 ア ク セ ス 鉄 道 事 業

を経営する被災第三セクター (特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるも O0 二分

以上を出資する法人をいう。)をいう。 以下この号、 第三十八号及び第四十三号において同じ。) に係 る施

設 の災害復旧 事業 (国にお いて令和三年度に繰り越された事業に係るものに限る。 以下この号にお į١ 7

令和 元年度公営企業等災害復 旧 事業」という。) に要する経費のうち一 般会計による負担額として総務大臣

が 調 査 L た額 又は次の算式によって算定した額のうち令和元年度公営企業等災害復旧事業に係る額の いず

れか少ない額

算式

A + B

## 算式の符号

ものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げる

応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額 (以下この号において 「通常の公費負担額」という。)

### の合算額

区 分	掛
水道事業に係るもの	000
簡易水道事業に係るもの	〇・玉玉〇
合流式の公共下水道事業に係るもの	〇・六〇〇
処理区域内人口密度が二十五人/ha未満の事業に係るも	0.400
9	

O · 🖺 O —	業に係るもの	空港アクセス鉄道事業に係るもの
〇·五〇〇		市場事業に係るもの
〇·五〇〇		病院事業に係るもの
0.400	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	公共下水道事業以外の
O • II O O	処理区域内人口密度が百人/ha以上の事業に係るもの	
	事業に係るもの	
〇· 国〇〇	処理区域内人口密度が七十五人/ha以上百人/ha未満の	
	の事業に係るもの	事業に係るもの
〇·五〇〇	処理区域内人口密度が五十人/ha以上七十五人/ha未満	分流式の公共下水道
	の事業に係るもの	
· () ()	処理区域内人口密度が二十五人/ha以上五十人/ha未満	

国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業

В

に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

· 00	事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分
五子・〇	事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分
	表において「事業規模」という。)の百分の五十までに相当する部分
〇正・〇	公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額(以下この
率	区 分

三十三 令 和 元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による

改正 以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、 前 の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化 |交付 の復興事 第五号 金

の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和元年度公営企業復興事業」という。)に要する

経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和元年度公営企業復興事業の事 業費

額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応

 $\mathcal{O}$ 

じ、 年度 て総務大 示 復興交付 解除 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 臣 区 域 が 調 市町 金 等 査 村内事業を除く。)については、  $\mathcal{O}$ した額に 額 を除 1  $\bigcirc$ た額に、 九 五. を乗じて得た額又は当該事 第五 号 Ď (令和元年度公営企業復興事業に係る効果促進事業 表 当該事業に要する経費のうち一般会計による負担  $\mathcal{O}$ Ĺ 欄 に掲げる区分に応じ、 業の事 事業費の 額 それぞれ下欄に掲げ か ら当 該 事業に係 る令 (避難指 額とし る率を 和 元

乗じて得た額に○

九五を乗じて得た額)

0)

いずれ、

か少な

V

額

三十四 令和 号まで並 定 一年 額 度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団 並び 三年度に繰り越された事業に係るものに限る。) 地方団体に対して交付すべき令和二年度分の び に交付時 に 次条第 期及び交付額等 項 第 号及び第二号にお  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関する省令 いて 震災復興特 の額として総務大臣が調査した額 「令和二年度省令」という。) **令** 和二年 別交付税の額の算定方法、 総務省令第五十五号。 団体の負 別 表 次号か 担  $\mathcal{O}$ 決定時間 金 項 に (国に 掲 ら第三十七 期及 げ お る令和 び決 \_

三十五 る各 業のうち 事 令和一 業に 避 難指示 係 一年度省令別表二の項に掲げる令和二年度の東 る当 該 解除 団 体 区域市  $\mathcal{O}$ 負 担 町村内事業については、 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額とし て総務大臣 が 当該事業 調 査 日 L 本大震災復興特 た額に○ 業に係る当該団体の負担金 九 五 別会計予算により を乗じて得た額 (国に 玉 (当該 おい が 施 て令 行す 各 事

和三年度に繰り越された事業に係るものに限る。)の額として総務大臣が調査した額

三十六 令和二年度省令別表三の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される

玉 |の補助 等に係る事業に限る。) 金等を受けて施行 する各事 業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰 団体が負担すべき額として総務大臣 り越され

に要する経費のうち、

当該

が

調

査

した額

助

金

玉

0

補

九

五を乗じて得た額

(当該各事

業のうち

り避難指す

示

解 除

区域

芾 町

村内

事

業につい

7 は、

当該.

事

業に

要

三十七 令和二年度省令別表四の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される 莇 金等を受けて施行する各事業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰 り越された補

助 金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣 が 調 査 L た額に

する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が調 査した額

三十八 令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営

企業等に係る施設 0) 災害復旧 事業 (国におい .て令和三年度に繰り越された事業に係るものに限る。 以下こ

の号におい て 「令和二年度公営企業等災害復旧事業」という。)に要する経費のうち一般会計に よる負 担 額

として総務大臣が調査した額又は第三十二号の算式によって算定した額のうち令和二年度公営企業等災害

三十九 令和二年度の 東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による

改正 前  $\mathcal{O}$ 東 H 本大震災復興 (特別区域法第七十八条第二項 の規定による交付金又は、 福 島 再生加 速 化 交付 金

以下この号に おいて「令和二年 - 度復興交付金等」という。) を受けて施行する公営企業に係 る施 設  $\mathcal{O}$ 復 興 事

業 (令和三年度基金事業及び国において令和三年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、 第五 号

 $\mathcal{O}$ 表 の上欄 ||に掲げるものに限る。以下この号において「令和二年度公営企業復興事業」という。) に要する

経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が 清調査 した額又は令和二年度公営企業復興 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業費

 $\mathcal{O}$ 額 か 2ら当該 事業に係る令和 二年度復興交付金等の 額を除 1 た額に、 第五号の 表 の 上 欄 に掲げ る区 一分に応

Ľ それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 (令和二年度公営企業復興事業に係る効果促進 事 業 (避 難 指

示 解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担 額とし

て総 務大臣 が 調査 した額に〇 ・九五を乗じて得た額又は当該事 業の 事 子業費の 額 か ?ら当該1 事業に係る令和二

年度復興交付 金等  $\mathcal{O}$ 額 を除 1 た額に、 第五 号の 表  $\mathcal{O}$ Ĺ 欄 に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を

乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

四十 別表 の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当

該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

四十 別 表二  $\overline{\mathcal{O}}$ 項に掲げる令和三年度 0 東日 本大震災復興特別会計予算により交付される国 [の補] 助 金 等を

受けて施行する各事 ・業に要する経費のうち、 当該 寸 体が負担すべき額として総務大臣 が 調 査 L た 額

四十二 別表三の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国 の補 助 金等を

九五 を乗じて得た額 (当該各事業のうち 避 難指! 示 • 解除 区域市 町 村内 事業については、 当該 事業に要する

当該団体が負担すべき額として総務大臣

が

調査

した額に〇

受けて施行する各事業に要する経費のうち、

経費 のうち、 当該| 寸 体が負担すべき額として総務大臣 が 調 査 た額

四十三 令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営

企業等に係る施設の災害復旧事業 (以下この号において「令和三年度公営企業等災害復旧事業」という。)

に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が 調 査 し た額又は第三十二号の算式によって算

定した額のうち令和三年度公営企業等災害復旧 事業に係 る額  $\mathcal{O}$ 1 ず n カン 少 な 1 額

四 十 四 令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金を受けて施行 号 三年度公営企業復興事業に係る効果促進事 又は 該 額 三年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣 額又は令和三年度公営企業復興事 する公営企業に係る施設の復興事業 Ď を 当該 表 業に要する経費のうち一 除 0) 1 事 た額 上 業の 欄 に、 に掲げる区分に応じ、 事 事業費の 第五号の 額 カ 表 ら当該 般会計による負担額として総務大臣が 0 上欄 業 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○ 事業に係る令和三年度福 に の事業費の (第五号の表の上欄に掲げるものに限る。 掲げる区分に応じ、 業 (避: 額 難 から当該事業に係る令和三年度福 指 宗 · 解除区域市町 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得 島 再生加: 調 速化交付金の 査 村内事業を除く。)については、 した額に○・ 以下この号において「令和 の額を除 島 九五を乗じて得た額 再生加 九五を乗じて得 1 た額に、 速 た額 化 が 交付 調 査 ( 令 和 第五 た額 した 金 当  $\mathcal{O}$ 

四十五 及び災害 玉 救  $\mathcal{O}$ 助 補 『事業に要する経費につい 助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和三年度の災害応急事業、 て、 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号) 第五条第四 災害復旧 号の 規定 事 業

0)

1

ず

ĥ

か

...少な

V)

額

るも によ の及び り 地 方債 同法第五条の四第 同 法 第五 条 の三第 項 の規定による許可の申請を受けたならば許可をすることとなると認めら 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる協 議を受けたならば同 .意をすることとなると認め 5 ń

れるものに限る。)をもってその財源とすることができる額のうち震災復興特別交付税の算定の基礎とすべ

きも のとして総務大臣が調 査 一した額

四十六 次に 掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定め る

1 福島 [] 東 日 本大震災  $\mathcal{O}$ ため 福 島 県 田 村 市 南 相 馬 市、 Ш 、俣町、 広 野 町、 楢葉町、 富 出 町、 Ш 内 村、

大 、熊町、 双葉町、 浪江 . 町、 葛尾村及び飯舘村の 区域内 に お **,** \ て国の 負担金又は補助金を受けて施行 する

災害復 旧 事 業 (森林災害復旧事業を除く。) 及び国が 施行する災害復旧事業並 びに国  $\mathcal{O}$ 補助 金 を受けて施

行する災害対策事業に要する経費のうち令和三年度に生じた金額の合算額として総務大臣 が 調 査 L た額

に 五 立を乗じる て得 た額

口 福 島 県 田 时市、 南 相 馬 市 Ш 侵町、 広野 町、 楢葉 町、 富 岡 町、 川内村、 大熊町、 双葉町、 浪 江 町、 葛

尾 村及び 飯舘村 東日本大震災のためその区域内に お いて国 の負担金又は補 助金を受けて施行する災害

復 旧 事 業 (森林災害復旧事業を除く。) 及び 国が施行する災害復旧 事 業並び に 国 |の補 助 金を受けて施行す

る災害対策事 業に .要する経費のうち令和三年度に生じた金額 の合算額として総務大臣が調 査 した額に〇

○二を乗じて得た額

四十七 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

1 道府県 東日本大震災について、 総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、 それ

ぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別 交付

税 並びに平成二十四年度分、 平成二十五年度分、平成二十六年度分、 平成二十七年度分、 平成二十 八年

度分、 平成二十九年度分、平成三十年度分、 令和元年度分及び令和二年度分の震災復興特別交付税  $\mathcal{O}$ 額

の算定の基礎に算入された額を控除した額 (当該額が負数となるときは、零とする。)

四三七、五〇〇円	障害者の数
八七五、〇〇〇円	死者及び行方不明者の数
四一、六〇〇円	り災世帯数
額	項目

口 市 町 村 東日本大震災について、 総務大臣が調査 した次の表 の上 欄に掲げる項目ごとの数値に、 それ

ぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付

度分、平成二十九年度分、 税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年度分、平成二十七年度分、平成二十八年 の算定の基礎に算入された額を控除した額 半壊家[ 全壊家屋 全壊家屋 り災世帯数 屋 0 の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明  $\mathcal{O}$ 戸数 戸 数 平成三十年度分、 項 目 (当該額が負数となるときは、零とする。) 令和元年度分及び令和二年度分の震災復興特別交付税の額 額 四一、 六九、 三二、五〇〇円 九〇 〇〇〇円 〇〇〇円 Ŏ 円

四十八 市町村について、 第四十六号ロの規定によって算定した額に○・五を乗じて得た額と前号ロ の規定

四三七、

五.

 $\bigcirc$ 

〇 円 八七五、

〇〇〇円

障害者

の数

死者及び行方不明

者の

数

らか

でない戸数

によって算定した額に○・二を乗じて得た額との合算額

四十九 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二

百 五 十二条の十七の規定により職 員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 派遣を受けた特定被災地方公共団体である県 ( 以 下 「特定県」 とい

並びに特定被災地方公共団体である市 町村及びその 区域が特定被災区域 (震災特 別法第二条第三 一項に

規定する特定被災区域をいう。第六十二号において同じ。)内にある特定被災地方公共団体以外の市 村

以 下 「特定市町村」という。)について、 当該受入れに要する経費として総務大臣が調 査 した額

五十 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員 (臨 時的に任用された職員及び非常勤 職員 地地

方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の 五第一 項に規定する短時間 勤 務  $\mathcal{O}$ 職 を占め

る職員を除く。) を除く。) 又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職 に属する地方公務員

国 及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、 当該法人に雇用されたまま採用 ざれ

るものに限る。) を採用した特定県及び特定市町村につい . て、 当該職員に要する経費として総務大臣 が 調 査

した額

五. 十一 警察法施行令 (昭和二十九年政令第百五十一号) 附則第二十九項の規定に基づく福島県警察の地方

警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額

五十二 特定県及び特定市町村について、 地方公務員災害補 償法 (昭 和 四十二年法律第百二十一号) 第六十

九 条  $\bigcirc$ 規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償 に要する経費として総務大臣が 調 査 L た

五.

十三

特定県及び

特定市

町

村

について、

東日

本大震災

の影響に

より

運行される小学校、

中学

校又は

高等学

校等 の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が 調 査 L た額

五十四 特定県及び特定市町村について、 長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の 影

により生ずる経費として総務大臣が調査した額

五. 十五 特定県及び 特定市 町 村 に っつい て、 原子: 力発電 所 の事故 (平成二十三年三月十一 日に発生 L た 東 北 地

方太平洋沖 .地震に伴う原子力発電 所の事故をいう。 以下同じ。) により当該原子力発電所から放出され た放

射性 物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣 が 調 査 した額

五十六 特定県及び )特定市 町村につい て、 原子力発電 所 の事 故 に伴 1 実施する風評被害対策等に要する経費

として総務大臣が調査した額

五 十七 特定県及び特定市 町村について、 原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境 の整備又は

安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査し た額

五十八 指定· 市 町村 (東日本大震災における原子力発電 所の事 故による災害に対処するための 避 難 住民に係

る事 務処 理  $\mathcal{O}$ 特例 及び住 所移転者に係る措置に関する法律 (平成二十三年法律第九十八号) 第二条第 項

の指 定市 町 村をいう。) 及び指定都道府県 (同 **|**条第| 二項 の指力 定都道府県をいう。)につい . て、 避 難 住 民 (同

条第三項の 避難住民をいう。) 及び特定住所移転者 (同条第五項の特定住所移転者をいう。) との関係  $\mathcal{O}$ 維

持に資するための施策に要する経費として総務大臣が 調 査した額

五. 十九 特定県及び り特定市 町村について、 東日 本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興

に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

六十 岩手県、 宮城県及び福 島県並びに当該県内の市 町村について、 当該職員 (東日本大震災に係る災害復

旧 等 に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七 の規定により派遣を受けている職員を含む。)の

ンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額

六十 東 日 本大震災に伴う料金収 入の減 少又は 事 ·業休· 上半に ょ り資金不足額 が 発生又は拡大すると見込ま

れる公営企業 (特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一 部事務組合の行う企業に限

る。)が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額のうち一般会計による負担額として総務

大臣 「が調査 した額又は当該利子支払額に○・五を乗じて得た額のいずれか少な 7 額

六十二 東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は 部が 特定被災区域内 にあるもの

が行う次に 掲げる徴収 金  $\mathcal{O}$ 東 日本大震災の ための  $\mathcal{O}$ 減 免で、 その 程度及び 範囲が が被害の状況に照らし 相当と

認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調 査 した額

第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項

1

地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)

 $\mathcal{O}$ 規定に より県又は市 町村が課する普通税、 同条第一 五項 の規定により指定都市等 (同法第七 百一条の三

+ 第 項 第 号の指定 都市等をいう。)が課する事業所税並 びに同法第五条第六項第一号の 規定により

市町村が課する都市計画税

口 使用 料 (地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。) 及び手数料

ハ 分担金及び負担金

六十三 次に 掲げる地 方団 体 の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るもの

として総務大臣が調査した額

法律 + 律第百二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百二十号。以下この号において「平成二十三年法 部を改正する法律 の地方税法及び東日本大震災に対処するための特別 十三年法律第三十号」という。)、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため 四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の (平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この号において「平成二 (平成二十五年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」と の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する

1

平成二十八年法律第十三号。以下この号において この号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する等の法律 六年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下 「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、 地方税

いう。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十

法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号。以下この号において「平

法律 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九 令和三年法律第七号」という。) 並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 十六号」という。)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。以下この号において「 地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号。以下この号において「令和二年法律第二 の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。以下この号において「令和二年法律第五号」という。)、 成三十一年法律第二号。 成二十九年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。 以下この号において「平成三十年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第二十九号。 以下この号において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、 以下この号において「震災特例法」という。)、 東日本大震災 時 特例に関する 地方税法等 (の被 平

得税法等の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第五号。

以下この号において「平成二十五

年所得税

法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律

(平成二十六年法律第十号。以下この号にお

号。以下この号において「震災特例法改正法」という。)、租税特別措置法等の一部を改正する法律

伞

成二十四年法律第十六号。以下この号において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、所

に 第二十五号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律 正する法律 法律第六号。 所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この号 所得税法等の一部を改正する等の法律 する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。)、 律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一 いて「平成二十六年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法 コ (令和三年法律第十一号。 ロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律 おいて「平成三十年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年 (令和二年法律第八号。 以下この号において 以下この号において「令和三年所得税法等改正法」という。) 「平成三十一年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の 以下この号において (平成二十九年法律第四号。 「令和二年所得税法等改正法」という。)、 以下この号において「平成二十九年 の施行による次 部を改正 部を改 新型

# (1) 個人の道府県民税に係る減収見込額

に定める収入の項目に係る減収見込額

- ② 法人の道府県民税に係る減収見込額
- ③ 個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- (4)法人の 行う事業に対する事業税に係る減収見込額 (法人事業税交付金 (地方税法第七十二条の

見込額を除く。)

六 の

規定により

市

町村に交付するものとされる事業税に係る交付金をいう。

口

において同じ。)

0)

減収

七十

- (5) 不動産取得税に係る減収見込額
- (6)自動 車税に係る減収見込額 (環境性能割交付金 (地方税法第百七十七条の六の規定により市 町 村に

交付するものとされる環境性 能割に係る交付金をいう。 口 において同じ。) の減収見込額を除く。

- (7) 固定資産税に係る減収見込額
- (8) 特別法人事業譲与税に係る減収見込額

口 市 町村 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、 平成二十三年法律第百二十号、

平成二十五年地方税法改正法、

平成二十六年地方税法等改正法、

平成

平

成二十四年地方税法等改正法、

二十七年地方税法等改正法、 平成二十八年地方税法等改正法、 平成二十九年地方税法等改正法、 平 成三

+ 年地方税法等改正法、 平成三十一年地方税法等改正法、 令和二年法律第五号、 令和二年法律第二十六

号及び令和三年法律第七号並びに震災特例法、 震災特例法改正法、 平 成二十四年租 税 特別措 置 法等改正

法、 平成二十五年所得税法等改正 法、 平成二十六年所得税法等改正 法、 平成 二十七年所得 税法等改正 法

平 成二十 八年所得税法等 改 正法、 平成二十九年所得税法等改 正 法、 平 成三十年所得 税 法等 改 正 法 平成

三十一 年所得税法等改正法、 令 和 二年所得税法等改 正法、 新型コ 口 ナウイルス感染症特例法及び令和三

年所得税法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

- (1) 個 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村民税に係 る減 収 見込 額
- (2)

法

人

 $\mathcal{O}$ 

市

町

村 民

税

に係

る減

収

見

込

額

- (3)固定資 金税に係 る減 収 | 見込: 額
- (5)都市 計 画 税 に係 る減 収 見込!

(4)

軽自

動

車

中税に係る

る減収

見込

額

- (6)法 人事 業税交付 金に係 る減 収 見 込 額
- (7)環境 性能割交付 金に係る減 収 見込 額

六十四 法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した復興庁設置法等改正 (復興庁設置法等改正法第

三条の規定による改正前 の福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)又は福島復興再生特別措置法第二十六条若しくは第三十八条の規定(以下この号にお

いて 「復興特別区域法等の規定」という。)による減収見込額として総務大臣が調査した額

(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1) 個人事業税 次の算式によって算定した額

1

道県

紅式

$$A \times 0.05 + B \times (0.05 - C) + D \times 0.04 + E \times (0.04 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.03 - I) + G \times 0.05 + B \times (0.05 - C) + D \times 0.04 + E \times (0.04 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.03 - I) + G \times 0.05 + G \times 0.03 + H \times (0.03 - I) + G \times 0.05 + G \times 0.03 + H \times (0.03 - I) + G \times 0.03 + G \times 0$$

$$J \times 0.0375 + K \times (0.05 - L) + M \times 0.03 + N \times (0.04 - O) + P \times 0.0225 + Q \times (0.03 - R)$$

算式の符号

 $\triangleright$ 

復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法

第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業

(同項第5号及び

第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県及び東日本大震災 域」という。)以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除 復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域を含む市町村の区域(以下「福島 県等の区

- Ħ び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の 法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税 (同項第5 步及
- $\bigcirc$ 0 05とする。 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、
- $\bigcup$ 外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法

法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域 以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税

[T]

- H 0.04とする 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、
- $\bigcirc$ 第72条の2第10項に規定する第三種事業 は増設した事業者に係るものを除く。) るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法 (同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) に解
- $\blacksquare$ 係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、 又は増設した事業者に係るものを除く。) 法第72条の2第10項に規定する第三種事業 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税 (同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) <u>[1</u>

- 0.03とする。 当該道県が日に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、
- 第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区 第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法 (同項第5号及び
- $\mathbb{X}$ び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の 法第72条の2第8項に規定する第 区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税 一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 (同項第 5号及
- 0 05とし、 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、 当該率が0.0125に満たないときは、0.0125とする
- 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法

Z

外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以

- Z 以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税
- 0 0.04とし、当該率が0.01に満たないときは、0.01とする。 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、
- P Ø 第72条の2第10項に規定する第三種事業 は増設した事業者に係るものに限る。) もの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法 (同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) に発
- 法第72条の2第10項に規定する第三種事業 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税 (同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) に

**D** 

係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、

又は増設した事業者に係るものに限る。)

- $\forall$ 当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えると いまない
- 0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする

## (2)法人事業税 次の算式によって算定した額

算式 
$$\Sigma (A \times B) + \Sigma \{C \times (D-E)\} + \Sigma (F \times G) + \Sigma$$

算式の符号

M

 $(A \times B)$ 

 $(K \times L \times 0.75) + \Sigma \{M \times (N-O)\} + \Sigma (P \times Q \times 0.75) + \Sigma \{R \times (S-T)\}$ 

- 設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率
- Aに係る標準税率

 $\mathbb{B}$ 

 $\{H \times (I - J)\} +$ 

- $\bigcirc$ 率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又 は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税
- D Cに係る標準税率
- [T]れの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。 当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞ
- ٦ は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準
- G Fに係る標準税率
- Н 準とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設 又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標

- Hに係る標準税率
- は、当該標準税率とする。 当該道県が日に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるとき
- $\boxtimes$ 設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率
- L Kに係る標準税率
- $\leq$ 率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又 は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税
- N Mに係る標準税率

0

れの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に 当該道県がMに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞ

係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とす

 $^\circ_{\mathcal{N}}$ 

P は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準

# Q Pに係る標準税率

Ħ 業 又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) とする法人の課税標準額 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標 (平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設

## S Rに係る標準税率

 $\vdash$ 

0.25を乗じて得た率とする。

は、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 当該道県がRに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超える  $\gamma$ 14

③ 不動産取得税 次の算式によって算定した額

算式

$$A \times 0.04 + B \times (0.04 - C) + D \times 0.03 + E \times (0.03 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.04 - I) + J \times 0.04 + B \times (0.04 - C) + D \times 0.03 + E \times (0.03 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.04 - I) + J \times 0.04 + B \times (0.04 - I) + D \times 0.03 + E \times (0.03 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.04 - I) + J \times 0.04 + D \times 0.04 +$$

算式の符号

 $0.0225 + K \times (0.03 - L)$ 

- $\triangleright$ の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の 区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条
- W 条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日以降に福島 の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11 洋県等
- 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、

0.04とする。

 $\bigcirc$ 

- $\bigcup$ 92 以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条 第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域
- H 条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区 域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11
- Н 0 03とする。 当該同県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。 ただし、当該率が0.03を超える  $\overline{\mathcal{C}}$ いまりが
- $\mathcal{G}$ 92 区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条 第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の
- 条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11

Н

- の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- 0 04とし、 当該道県が日に係る不均一課税に際して適用する税率。 当該率が0.01に満たないときは、0.01とする ただし、当該率が0.04を超える  $\sim$ まなが、
- の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域 以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条
- $\mathbb{X}$ 条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区 域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11
- $\Box$ 0 03とし、 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えると 当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする
- (4)三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額 固定資産税 普通交付税に関する省令 (昭和三十七年自治省令第十七号)第二十七条第一号から第

#### 算式

 $A \times 0.014 + B \times (0.014 - C) + D \times 0.0105 + E \times (0.014 - F)$ 

### 算式の符号

- $\triangleright$ 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1日以降に
- $\square$ 深へ。) に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額 (平成31年4月 \_ Ш 降び
- $\bigcirc$ は、0.014とする。 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるとき
- $\bigcup$ 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額 (平成31年4月1日以降に

°

[T]

復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額 (平成31年4月1日以降

に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに

展る。)

H 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるとき

は、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

市町村 復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、 土地に係るもの、 家屋

に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るもの

口

に区分し、 当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

 $A \times 0.014 + B \times$  $(0.014-C) + D \times 0.0105 + E \times$ (0.014 - F)

算式の符号

 $\triangleright$ 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額 (平成31年4月1日以降に福

島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除

^ ∘ \_

- Ħ 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額 (平成31年4月1日以降に
- $\bigcirc$ は、0.014とする 当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるとき
- $\bigcup$ ° ° • 島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1日以降に福
- 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額 (平成31年4月1日以降に

[T]

% °

H 当該市町村がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えると NH.

は、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

(令和三年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還

第三条 令和三年九月において、 令和三年度九月震災復興特別交付税額は、 前条各号によって算定した額の合

算額から第一号の額を減額した後の額 (次項及び第三項において「令和三年度九月調整基準額」という。) に

第二号の額を加算した額 (同号の額が負数となるときは、 当該負数となる額に相当する額を減額した額) か

ら第三号の額を減額した額とする。

令和二年度省令第五条第三項に規定する令和二年度三月分の額から減額することができな

平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額(平成二十四年度省令第一条第四項、 平成二十五年

度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項(平成二十七

年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第三条第一項第二号 (平成二

十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、平成二十九

年度省令第三条第一項第二号(平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 以

十五 平成三十年度省令第三条第一項第二号、 に 用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、 年度省令第三条第三項、 お 令第三条第一項第二号 年度省令第五 下この号において同じ。)、平成三十年度省令第三条第一項第二号(平成三十年度省令第五条第一項第二号 成二十四年度省令第一条第二項の規定により算定した額 お 項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額)、平成二 いて同じ。)の規定により加算又は減額した額がある場合には、 年度省令第二条第一項及び第三条第一項の いて準用する場合を含む。 条第 項第二号におい (令和二年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 平成二十七年度省令第三条第三項 以下この号において同じ。)、 て準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び令和 令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第 規定により算定した額(平成二十六年度省令第三条第三項 (平成二十五年度省令第三条第三項、 (平成二十七年度省令第二条第三項 令和元年度省令第三条第一項第二号 当該加算し、 又は減額した後の額)、 以下この号に 平成二十六 E お 二年度省 (令和元 7 て準 平

平成二十七年度省令第三条第三項

成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三

(平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、

平

た額 平成二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額 第三条第一 省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、 n  $\mathcal{O}$ 条第一項第二号、 項 加算又は 項第二号、 項及び第三条第 が 元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額 の規定によって算定した額 ある場合には、 平成二十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額 平成三十年度省令第三条第一項第二号、 減 項第二号の規定により加算又は減額 項第二号、 平成三十年度省令第三条第一項第二号、 額した額 令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定によ 項 当該-平成二十九年度省令第三条第一項第二号、 がある場合には、 の規定により算定した額 加算し、 (平成二十八年度省令第三条第一項第二号、 又は減額した後の額)、平成二十七年度省令第二条第一項及び第三条第 当該加算し、 した額が (平成二十七年度省令第三条第三項、 令和 又は減額した後の額)、平成二十六年度省令第二条第 令 和 元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令 ある場合には 元年度省令第三条第 (平成三十年度省令第三条第一項第二号、 平成三十年度省令第三条第一 、当該加算し、又は減額 (平成二十九年度省令第三条第 当該加算し、 平成二十九年度省令第三条第 項第二号及び令和 平成二十八年度省令 又は 減額し た後 項第二号、  $\mathcal{O}$ 額)、 た後 年度 項

は過 条の た額 によ 加 場合には、 1) う算定 算 た額について、 規定に 少に算定されたと認められるときは、 り平成二十三年度から令和二年度までの各年度に交付 又は が 元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額し し ある場合には、 た額 減 当該加算し、 より算定した額 額 した額がある場合には、 ( 令 和 必要な経費 元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一 当該. 又は減額した後の 加算し、 (令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額  $\hat{O}$ 見込! 又は減ぎ 額等により算定 当該加算し、 額した後の額)、平成三十年度省令第二条及び第四 当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額 額 並びに令和二年度省令第二条及び第四 又は減額した後の額)、 し額が実際に要した経費を上回 した震災復興特別交付税 令 和 元年度省令第二条及び 項第 り、  $\mathcal{O}$ 額が |条の規定により 又は下 二号 そ れぞれ O条 回ること等 規  $\mathcal{O}$ 定に 規 沈定によ が 過 大又 算定 第四 あ ょ る

合算額を控除 した額

定に基づき、 平 成二十四年度省令第一 同 [条第] 一項第二十七号の二の規定により算定した額 条第二項第二十七号の二の表 の上欄に掲げる特定県について、 が で同号の 表 0 上 欗 に掲げ 同 る特定県 条第六項 (当該  $\mathcal{O}$ 規

特定県内の市町村を含む。)において平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に同号に

期間 掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、 を包括する特定県に を延長することが必要であると認める特定県内 に お ĺ١ て当該 市 町 お 村 いて平成二十四 が 同 条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、 年度分の 震災復 の市 当該上回る額。 町村における当該要した経費については、 與特. 別交付税として交付された額 ただし、 同条第七項の規定により当該 同号に掲 のうち、 当 該· げ 延 `る基 長 市 |期間 後 町 村 金  $\mathcal{O}$ 

2 整 ŧ 前項 団体」という。)で、  $\mathcal{O}$ は の場合において、 総務 大臣  $\mathcal{O}$ 定め 前項第一 令和三年度九 る方法によって、 一号の 額 月調 か 5 当 同 整基準額が負数となる地方団体 該 項第三号 負数となる額 の額を減 に相当す 額 し た額を加算 る額 を返 (次項及び第四項にお :遗 した後 L なけ  $\mathcal{O}$ 額 れ が ば なら な お いて な 負数となる 要調

0

積

立等に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

3 5 なるものは、 な 第 項の場合にお この 場合にお 総務大臣の定める方法によって、 いて、 いて、 要調整団 令和三年度九 ]体で、 月震災復興特 同項 令和三年度九 第二号の額 別 交付 から 月調整基準額に相当する額を返還しなけれ 税 同項第三号の額を減額し 額 は零とする。 た額 が零 文は 負 ばな 数と

4 額が 要調 負数となるときは、 整 団 体 以 外  $\mathcal{O}$ 地 方団: 当該: 体 12 額を零とする。 つい て、 第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によって算定した令和三年度九月震災復興特別交付税

5 第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、

総務大臣は、 当該返還額の一 部を令和四年度以降に繰り延べて返還させることができる。

(令和三年度三月震災復興特別交付税額の算定方法)

第四条

各道府県及び各市町村に対して、

「令和三年度三月震災復興特別交付税額」という。)は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定し た額

令和四年三月に交付すべき震災復興特別交付税

の額

(次条に

お

7

から令和三年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算

額とする。

(令和三年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額)

第五条 令和四年三月において、 令和三年度三月震災復興特別交付税額は、 前条の規定によって算定した額か

ら第 一号の額を減額 した後の額に第二号の額を加算した額 (同号の額が負数となるときは、 当該負数となる

額に相当する額を減 額 した額) から第三号の額を減額 した額とする。

次に掲げるいずれかの額

1 第三条第三項の場合において、 令和三年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

# から返還すべき額を控除した額

口 第三条第五項の場合において、 令和三年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

第三条第 項第二号の算定方法に準じて算定した額。 この場合において、 同号中 「及び令和二年度省令

第三条第一 項第二号 (令和二年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 以下この号に お

いて同じ。)」とあるのは「、 令和二年度省令第三条第一項第二号(令和二年度省令第五条第一項第二号に

おいて準用する場合を含む。 以下この号において同じ。)及びこの項」と、「及び令和二年度省令第三条第

項第二号の」とあるのは  $\overline{\phantom{a}}$ 令和二年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、 「(令和二年度省令

第三条第一 項第二号」 とあるのは 「(令和二年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該 過大に算

定された額 の合算額」 とあるのは 「当該過大に算定された額の合算額(令和三年度において返還すべき額

を除く。)」と読み替えるものとする。

三 第三条第一項第三号の算定方法に準じて算定した額。

2 前項 の規定によって算定した令和三年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、 当該額を零とす

前項 の場合において、 令和三年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置につい

ては、別に省令で定める。

3

令和 三年度分の 震災復興 K 特別· 交付 税  $\mathcal{O}$ 額の 決定時期及び交付時期並 び に算定方法等の 特 例

第六条 第一条、 第二条及び第四条に定め るもの  $\mathcal{O}$ ほ か、 総務大臣 が 必要と認める場合には、 別に省令で定め

るところにより、 令和三年九月及び令和四年三月以外の月において、 令和三年度分の震災復興特別交付 税  $\mathcal{O}$ 

額を決定し、交付する。

2

第三条及び前条に定めるも  $\mathcal{O}$ 0 ほ か、 総務大臣が必要と認める場合には、 別に省令で定めるところにより、

令 和三 年 九月 及び令和四年三月以 外  $\mathcal{O}$ 月にお V て、 令和三年度分の震災復興特別交付税 の額を加 算 減額

し、及び返還するものとする。

(令和三年度震災復興特別交付税額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 一部を令和四年度において交付する場合の算定方法等)

第七条 法附則第十二条第一 項の 規定により、 法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特 別 交付 税 額  $\mathcal{O}$ 

部を令和 匹 年 -度分の 地 方交付税  $\mathcal{O}$ 総額に加算して交付する場合における、 地方団 体に対して交付すべ き震

災復興 特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額、 交付時期及び交付額並びに震災復興特別交付 税の

額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

### (意見の聴取)

第八条 普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、 法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第

一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

#### 附則

この省令は、公布の日から施行する。

#### 別表

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設 の災害復旧事業等に係る工事  $\bigcirc$ 国 等 に よる

代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、 第四条第三項、 第五条第二

項、 第六条第五項、 第七条第五項、第八条第三項、 第十条第五項又は第十一条第四項の規定に

よる負担金

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律 (平成二十三年法律第四十

三号)第五条の規定による負担金

 $\stackrel{\frown}{=}$ 

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(昭和二十六年法律第九十七号)

第四条第一

項の

 $\overline{\phantom{a}}$ 災害救助法 (昭和二十二年法律第百十八号)第二十一条の規定による負担金

規定による負担 金

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

よる補助金

第四十六条第二項又は第百九十三条の規定に

担 金 <u>四</u> 義務教育費国庫負担法 (昭和二十七年法律第三百三号)第二条又は第三条の規定による負

五 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第三十七条第三項の規定による補助金 (交通安

全施設等整備事業に係るものを除く。)

六) 地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号) 第二十九条の規定による負担金

(七) 激甚災害に対処するため の特別の財政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五十号)

第七条第三号、第十一条第一 項又は第十六条第一項の規定による補助金

八 震災特別法第七条の規定による補助金

九
特定非営利活動法人等被災者支援交付金

 $\widehat{+}$ 福島再生加速化交付金(公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の

+--被災者支援総合交付 金

建設、

買取

Ď,

改善等に係る事業に係るものを除く。)

 $\widehat{+}\underline{\dot{-}}$ 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

 $\widehat{(+\, \vdots)}$ 文化芸術振興費補助 金

(十四)

水道施設災害復旧

事

業費補助

(公営企業に係る水道事業に係るものを除く。)

(十五)

保健衛生 生施 設等災害復旧 費補 助 金

(十七) 漁場等復旧支援対策費補助 金 (十六)

共同

利

用漁

船等復旧支援対策費補助金

十八 農業 食品産業強化対策推進交付金 (放射性: 物質 ハの影響 「緩和対策に係るものに限る。)

(十九) 農業 食品 産業: 強 化 対策整備交付 金 (放射性) 物質 の影響緩和対策に係るものに限る。)

農業用施設災害復旧事業費補 助

<u>=</u>												
	(111+1)	ものに	(三十)	(二十九)	(二十八)	(二十七)	(二十六)	二十五)	(二十四)	( <u>-</u> 1+ <u>=</u> )	(1+1)	() 
警察法第三十七条第三項の規定による補助金(交通安全施設等整備事業に係るものに限る。)	放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。)	に限る。)	循環型社会形成推進交付金(いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係る	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	観光関連復興支援事業費補助金	河川等災害復旧事業費補助(公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。)	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	農地災害復旧事業費補助	農山漁村地域整備交付金(市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。)	農業用施設等災害関連事業費補助(公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。)

(丘)   -   -	鳥	社
	(付金(二の項(二十二)に掲げるものを除く。)	(二の項 (二十二) に掲げるもの